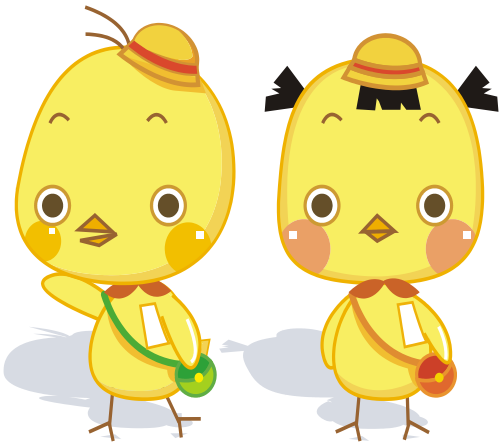
令和９年度新規入所者用

真鶴町保育所等入所の手引き

ご確認ください！

この手引きは、令和９年度新規入所希望者用です。
現在、真鶴町に住所がある方で既に入所中の保育園の継続入所を希望される方につきましては、別途ご案内します。

幸せをつくる
真鶴時間



真鶴町健康こども課 健康こども係

６８－１１３１（内線6455）

新しく保育所等の入所を希望される保護者の方へ

この手引きの記載内容をご確認ください。
また、入所に向けて手続きをしていく上で、聞取り調査や事務的な手続き等がありますので、スムーズな入所手続きにご協力ください。

１．保育所等のご利用にあたり

平成27年４月から全国一斉に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼稚園や保育所等をご利用される前に、あらかじめ子どものための教育・保育の必要性について「認定」を受けることが必要となりました。

認定には１号から３号まで３つの区分があり（新制度に移行しない幼稚園等の入所を希望する場合は「認定」は不要です。）、区分に応じて利用できる施設が決まります。

認定区分	対　　象	主な利用施設
１号認定	お子さんが満３歳以上で幼稚園等での教育を希望する場合 年齢は令和９年4月1日現在の満年齢です。 （※申込時・入園時の年齢ではありません）	·幼稚園
２号認定	お子さんが満３歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 年齢は令和９年4月1日現在の満年齢です。 （※申込時・入園時の年齢ではありません）	·保育所
３号認定	お子さんが満３歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 年齢は令和９年4月1日現在の満年齢です。 （※申込時・入園時の年齢ではありません）	·保育所

※この手引きは２号・３号認定に該当する方を想定しています。1号認定に該当する方は、教育課にお問い合わせください。
※町内の保育所の入所を希望される方は、保育所入所申込みが認定申請を兼ねていますので、「２．保育所等とは」以下をご覧いただき、手続きを行ってください。
※町外の保育所の入所を希望される方は、健康こども課までお問い合わせください。

２．保育所等とは

保育所等とは、保護者が就労や病気などの理由により「家庭で保育できないお子さん」を、保護者にかわって保育する児童福祉法に基づいた施設です。就学前の教育や集団生活に慣れさせるため等の理由では、保育所等に入所することはできません。

３．保育の実施を必要とする理由について（保育所等の入所理由）

真鶴町に住民登録があり、母親などお子さんの保護者が次のいずれかに該当する場合に入所できます。同居の60歳未満の祖父母等が保育できる場合は入所できません。

⑴　家庭の内外で就労している場合※1
⑵　妊娠中か、出産後間もない場合※2
⑶　病気、けがのほか、心身に障がいがある場合
⑷　同居の親族の方が長期間、病気、けがのほか、心身に障がいがあるため、その親族の方を常に介護することが必要な場合
⑸　地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合

⑹　求職活動をしている場合（３か月間）
⑺　就学中の場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）
⑻　虐待やDVのおそれがある場合
⑼　その他　保育が必要と認められる場合
※１　**１日平均４時間以上**、**１か月平均１６日以上**（月64時間以上）の労働の場合に該当します。
※２　**出産予定月の前後連続最長３か月まで**入所できます。
※　上記以外の理由につきましては、健康こども課へお問い合わせください。

４．入所に必要な書類について

保育所等の入所にあたっては、次の書類の提出が必要です。
⑴　教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台帳）
※お子さん１人につき１通必要です
⑵　保育所等入所児童の状況確認調書　※お子さん１人につき１通必要です
⑶　入所資格を満たしているかどうかを確認するための書類
（「９．提出が必要な入所資格の確認資料について」をご参照ください）
⑷　副食費徴収対象の判定の際に必要となる市町村民税課税状況のわかる書類（原則不要）
（「10.提出が必要な市町村民税の課税状況がわかる書類について」をご参照ください）
⑸　個人番号（マイナンバー）に関する書類
（「11．個人番号（マイナンバー）について」をご参照ください。）

５．支給認定について

⑴　保育所入所の審査の前に教育・保育給付認定申請内容の審査を行います。
⑵　審査後、保育が必要と認められる場合は「支給認定証」を交付しますが、認定されない場合は保育園の入所は出来ません。
⑶　「支給認定証」の交付は、保育所等入所の承諾と同時になる場合があります。
⑷　保育の必要性の認定理由に応じて、保育所の利用できる時間（保育必要量）が「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分され、その区分により利用できる時間が異なります。

保育必要量	利用できる時間	認定の対象となる理由
保育標準時間	保育が必要な範囲内で １日最大11時間　※1	･就労時間が月120時間以上　※3 ･妊娠、出産　･病気、けが、障がい ･病人の介護等　･災害の復旧　等
保育短時間	保育が必要な範囲内で １日最大 ８時間　※2	･就労時間が月64時間以上120時間未満※3 ･求職活動　等

※１ 保育所等が通常開所している時間内の範囲での利用となります。
例）11時間利用の認定を受けていても、利用する保育園の開所時間が10時間である場合の利用可能時間は、最大10時間となります。
※２ 保育短時間の場合は、保育所等が定める「保育短時間」の保育時間の範囲内での利用となります。
例）8時間以上開所している保育園が「保育短時間」の保育時間を8:30から16:30と定めている場合において、「保育短時間」の認定を受けている場合はその定めた時間内で最大８時間までの利用となります。
※３ 就労時間は、通勤・休憩（昼休み等）を考慮します。
※ 保育標準時間と判断された方が８時間以内の保育を希望する場合、保育短時間認定が可能です。
※ 保育時間の例は一例です。開所時間及び利用可能時間は、各保育所等で異なります。

⑸　認定証の有効期間の原則は次のとおりです。

認定区分	有　効　期　間
１号認定	小学校就学の始期に達するまで
２号認定	
３号認定	満３歳（4月1日現在ではありません）に達する日の前日まで

６．保育所等の入所決定について

定員を超える入所申込みがあった保育所等については、選考により保育の必要性が高いお子さんから順に入所を承諾します。第１希望とは異なる園の入所を打診する場合もあります。

また、入所資格の確認のため必要に応じて勤務先への在籍確認や住民記録・課税状況等を確認いたします。虚偽の申請等が判明した場合には、入所を取り消す場合があります。

７．入所の時期について

保育所等の入所日は原則として、月の初日となり、月の途中での入所はできません。利用開始直後の慣らし保育については、各保育所等にお問合せください。

８．保育の実施が可能な期間について

お子さんが小学校に入学する前までで、入所資格に該当すると見込まれる期間です。

保護者の退職や、病気の回復などでお子さんの家庭での保育が可能になった場合は、継続して入所し続けることはできません。

年度更新時（毎年１２月から１月頃）に、継続入所資格を確認します。必要に応じて就労証明書等の書類を提出していただきます。

９．提出が必要な入所資格の確認資料について

「３．保育の実施を必要とする理由について」に応じて、それぞれ次の表に掲げる書類を提出してください。

	入所資格	提出書類
⑴	就労している場合（内定含む）	就労証明書 （同居の父及び母、60歳未満の祖父母等）
⑵	妊娠中か、出産後間もない場合	母子健康手帳（母の氏名と分娩予定日がわかるページ）の写し
⑶	病気、けがのほか、心身に障がいがある場合	診断書または身体障害者手帳等、障がいの程度がわかるものの写し
⑷	同居の親族の方が長期間、病気、けがのほか、心身に障がいがあるため、その親族の方を常に介護することが必要な場合	診断書、身体障害者手帳、または介護保険被保険者証（要介護状態区分がわかる面）の写し
⑸	地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合	罹災証明書（災害の程度、復旧見込期間等の記載があるもの）の写し
⑹	求職中の場合	申立書（就職活動状況、見込等を記載） 就労先が決定次第、就労証明書を提出

(7)	就学中の場合（職業訓練校などでの職業訓練を含む）	在学証明書 学生証 時間割等スケジュールが分かるもの
(8)	虐待やDVのおそれがある場合	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明等

※ 必要書類は、町内保育所、健康こども課にあります。

※ 就労証明書は勤務先または内定先において記入をお願いします。
また、勤務先の事業主（就労者本人を含む）が親族である場合、就労証明書に根拠資料の添付が必要となります。就労証明書はご自身でご記入の上、営業許可証、開業届、販売伝票、直近の確定申告書、委託契約書、請求書、領収書、広告やホームページの内のいずれか１点の写しをご提出ください。

※ 求職を理由に入所し就労できずに３か月を経過する場合、公共職業安定所等での求職活動の事実がわかる書類等（ハローワークカード、雇用保険受給者資格証）が提出できる場合は例外的に保育期間の延長を認めることがあります。その際に公共職業安定所等を利用せずに自宅内において求人広告等の閲覧等だけを行っている場合は、原則求職活動とは認められません。

10. 提出が必要な市町村民税の課税状況がわかる書類について（原則不要）

教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台帳）が情報の閲覧等の同意書を兼ねていますので、忘れずに記入をお願いします。

同意のない方については、別途課税証明書等の提出を求めます。また、所得税（市町村民税）未申告の方は、申告をお願いします。

11. 個人番号（マイナンバー）について

平成28年1月から「マイナンバー制度」が導入され、申請の際にマイナンバーの記載及び申請者の本人確認が必要となりましたので、教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書（兼児童台帳）の個人番号欄に12桁の番号を必ず記載し、個人番号を証明する書類の写しと申請書右上の申請者欄に記載された方が確認できる書類の写しを必ず添付してください。

個人番号を証明する書類の写し （①～③のいずれか 個人番号を記載した方全員分必要）	①	有効期限内のマイナンバーカード（両面）
	②	マイナンバー通知カード（各世帯に配布済）
	③	マイナンバーの記載された住民票（原本可）
申請者の本人が確認できる書類の写し （①～③のいずれか　有効期限がある場合は、有効期限内のもの）	①	有効期限内のマイナンバーカード（両面）
	②	運転免許証、パスポート、写真つき住民基本台帳カード、身体障害者手帳等の写真のついた公的証明書のうちどれか<u>１つ</u>
	③	健康保険証、年金手帳、写真なし住民基本台帳カード等の写真のついていない公的証明書のうちどれか<u>２つ</u>

１２．町外の保育所に入所を希望される場合について

保護者が町外に勤務しているなど、特別な理由がある場合には、町外の保育所に入所することができます。申込み締切日や受入れ要件等は入所を希望する保育所所在市町村へ確認の上、真鶴町の入所申込書を真鶴町健康こども課へ提出してください。その際に町にて面接を行います。詳しくは真鶴町健康こども課へお問い合わせください。
（締切日が早い市町村がありますので、余裕をもって行動をお願いします。）

１３．保育料について

真鶴町に住所がある、０歳から５歳児までの全てのお子様の保育料は無償です。真鶴町民が町外の施設を利用する場合も対象となります。ただし、通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外です。

真鶴町外にお住いのお子様は、お住いの市町村の決定した保育料となります。

１４．食材料費について（３歳～５歳児）

施設で提供する給食の材料にかかる給食費については、町内保育園を利用の場合、主食費1,000円と副食費4,500円の給食費を直接保育所にお支払いいただきます。町外の施設を利用する場合は、利用する施設にお問い合わせください。なお、０歳～２歳児までは食材料費の徴収はありません。

年収約360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第３子以降の子どもについては、副食費が免除されます。町が世帯構成や町民税情報をもとに判定し、免除対象となる児童については、町から通知します。

３歳～５歳児（町内保育園を利用の場合）

	年収約 360 万円以上		年収約 360 万円未満
	第１子、第２子	第３子以降	第１子、第２子、第３子以降
主食費（お米など）	1,000 円	1,000 円	1,000 円
副食費（おかずなど）	4,500 円	０円	０円

※第〇子のカウントは、年収約 360 万円以上の世帯にあっては、小学校就学前の児童によります。

15．申込方法（書類の提出）について（町内保育園の場合）

「４．入所に必要な書類」を、入所を希望する保育園（申請書に第１希望と書いた保育所）又は健康こども課に提出してください。

提出に際しましては、個人情報保護の観点から申請用紙等が同封されていた封筒または申請書類が入る程度の封筒に入れ、セロハンテープや糊等で口が開かないようにしたうえでご提出ください。書類むき出しのままのご提出の場合、保育園では受け取ることができません。

申込期間は令和９年１１月２日(月)～１３日(金)ですので、期日は厳守でお願いします。

提出期限までに揃わない書類がある場合は、健康こども課までご連絡ください。

必要書類が揃わない場合は、入所の選考に関し他の方よりも不利となる場合や入所ができない場合があります。

各園の募集予定人数は、貴船愛児園 約１５名程度、石田保育園 約10名程度です。

ただし、年齢によっては入園できない場合がありますのでご了承ください。

16. 申込後のスケジュールについて（町内保育園の場合）

４月入所希望の面接の日程については次のとおりです。順番は特に決めていませんので、時間までにお子さんと一緒に会場(申請書に第1希望と書いた保育所)に集合してください。
（後日、健康こども課の担当より面接の時間についてご連絡します。）

令和８年12月１７日(木)　13:30から　(貴船愛児園)
令和８年12月１８日(金)　13:30から　(石田保育園)

面接終了後、12月下旬から１月上旬を目処に認定証の交付及び入所決定に係る通知をお送りします。

５月以降入所申込については、入所を希望する月の前月10日までに健康こども課に申込をしてください。面接については別途日程調整を行います。面接終了後、利用を希望する月の前月末までに決定し通知します。

17. 町内保育所について

当町には私立保育園が２園設置されています。
具体的な保育の内容などにつきましては、各園にお問い合わせください。

施設名 （設置主体）	施設所在地	電話番号	認可定員等	開所時間 ※
貴船愛児園 (一般財団法人 貴船会)	〒259−0201 足柄下郡真鶴町 真鶴1117	0465 68−3366	45人 0歳児は生後９か月から入所可能	平日 7:30～18:30 土曜 7:30～17:00
石田保育園(社 (社会福祉法人 石田愛育会)	〒259−0201 足柄下郡真鶴町 真鶴1900−29	0465 68−2422	45人 0歳児は生後10か月から入所可能	平日 8:00～18:00 土曜 8:00～16:30

※実際の開所時間（保育時間）は、保育園にお問い合わせください。

※申込前に希望される保育所の見学もできますので、保育園にお問い合わせください。

18. 入所後の留意事項について

⑴　住所、勤務先、勤務状態、家庭の状況等、入所申込時の状況に変更があった場合は、速やかに「支給認定変更申請書」を保育所または健康こども課へ提出してください。
⑵　求職活動中で入所した方は、入所日から３か月以内に就労証明書など就労を証明する書類の提出がない場合は退所となりますのでご注意ください。
⑶　就労実態の確認ができないときは、保育所へ入所できる基準を満たしていないと判断し、保育の実施を解除（退所）することになりますのでご注意ください。
⑷　家庭の事情等により保育所を退所する場合は、退所する月の10日頃までに「退所届」を保育所または健康こども課へ提出してください。